

## お知らせ

令和 3年 1月 26日  
九州総合通信局

# 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う 電波利用料の支払猶予のご相談について

新型コロナウイルス感染症の影響拡大のために電波利用料の支払が困難となった場合、総務省では、電波利用料の支払猶予を行います。

総務省は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により電波利用料の支払が困難となった無線局の免許人等に対して、電波利用料の支払猶予を行います。

電波利用料の支払猶予(納付期限から1年までの延長)を希望される場合には、以下の連絡先にご相談ください。

なお、支払猶予を行う場合には、下記の事項について申告いただきます。

- (1) 免許人等の氏名・名称
- (2) 免許人等の住所
- (3) 免許人等の電話番号、メールアドレス等(猶予を希望する期間において、連絡が取れるもの)
- (4) 猶予を希望する免許人等の債権整理番号
- (5) 猶予が必要な理由
- (6) 猶予を希望する期間(納付期限から1年以内の、納付が可能となる日)

### 連絡先

九州総合通信局

総務部財務課

電話:096-326-7843